

佐野市告示第157号

国民健康保険税納税通知書及び決定(更正)通知書の公示送達

国民健康保険税納税通知書及び決定(更正)通知書の送達を受けるべき次の方について、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の規定に基づく書類の送達ができないので、同法第20条の2及び佐野市税条例(平成17年佐野市条例第63号)第18条の規定により告示します。

なお、送達すべき書類は佐野市総合政策部市民税課において保管し、送達を受けるべき方からの申出または送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年6月12日

佐野市長 金子 裕

1 送達すべき書類の名称

令和7年度 国民健康保険税 決定(更正)通知書

2 国民健康保険税決定(更正)通知書の送達を受けるべき方の氏名

小林 みゆき

久場 勇亀

HUYNH NGOC DUONG